

小規模多機能 ふれ愛の里 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人豊生会（以下「事業者」という。）が設置する小規模多機能ふれ愛の里（以下「事業所」という。）において実施する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、介護支援専門員及び介護従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態及び要支援状態の利用者に対して、適切な指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「居宅介護」という。）の提供に当たっては、家庭的な環境と地域住民との交流を通して、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。

5 居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うものとする。

6 前各項に規定するもののほか、秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）及び秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

7 事業のサービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 小規模多機能 ふれ愛の里
- （2）所在地 秋田市牛島東五丁目4番22号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1名(常勤職員)

介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「サービス計画」という。)及び小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画(以下「介護計画」という。)を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護従業者

ア 看護職員 1名(常勤職員)

看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握し、利用者の主治の医師や協力医療機関との連携を行う。

イ 介護職員 12名(常勤職員)

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 365日

(2) 営業時間	通いサービス	基本時間	午前9時から午後5時まで
	宿泊サービス	基本時間	午後5時から翌午前9時まで
	訪問サービス	24時間	

(登録定員及び利用定員)

第6条 事業所の登録定員は、29名とする。

2 事業所の通いサービスの利用定員は、18名とする。

3 事業所の宿泊サービスの利用定員は、9名とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所において、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練等を提供する。

- ①日常生活の援助
- ②健康チェック
- ③機能訓練
- ④食事支援
- ⑤入浴支援
- ⑥排せつ支援
- ⑦送迎支援

(2) 訪問サービス

利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話を提供する。

(3) 宿泊サービス

事業所に宿泊させ、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練を提供する。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活上における介護等に関する相談、助言等を行う。

(サービス計画の作成)

第8条 介護支援専門員は、居宅介護の提供開始時に、秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第77号）第14条各号に掲げる具体的取扱方針又は秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第75号）第31条各号に掲げる具体的取扱方針及び第32条の留意点に沿って、サービス計画を作成するものとする。

2 介護支援専門員は、サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るものとする。

3 介護支援専門員は、サービス計画を作成したときは、サービス計画を利用者に交付するものとする。

4 介護支援専門員は、サービス計画の作成後においても、常にサービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行うものとする。

(介護計画の作成)

第9条 介護支援専門員は、居宅介護の提供開始時に、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の従業者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護計画を作成するものとする。

2 介護支援専門員は、介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るものとする。

3 介護支援専門員は、介護計画を作成したときは、介護計画を利用者に交付するものとする。

4 介護支援専門員は、介護計画の作成後においても、常に介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に基づく負担額並びに食費及び宿泊費の額とする。

2 利用者が介護保険給付外のサービスの提供を受けたときは、その他の費用として、別紙重要事項説明書に記載した利用料の支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、秋田市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、居宅介護の提供を受ける際には、医師の診断、日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しないように、次の措置を実施する。

(1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(緊急時等の対応)

第14条 事業者は、現に居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、当該利用者の家族、秋田市等に連絡するものとする。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じるものとする。

4 事業者は、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(非常災害対策)

第16条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第17条 事業者は、居宅介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、体制の整備その他の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供した居宅介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業者は、提供した居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(秘密保持等)

第18条 従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 当事業所は、退職者などが正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らさないよう必要な措置を講じる。

3 介護保険サービスを利用するための市町村、居宅介護支援事業者及び介護保険事業者への情報提供又は適切な在宅医療のための医療機関等への医療情報の提供については、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(虐待の防止等)

第19条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を年2回以上実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を管理者とする。

(身体拘束等)

第20条 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して

行う委員会を含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。

(地域との連携等)

第21条 居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2か月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

2 前項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力その他の地域との交流に努めるものとする。

(職員の質の確保)

第22条 従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 施設内の見やすい場所に運営規定の概要、当施設従業者の勤務体制、協力病院、利用料の額、苦情処理の対応、プライバシーポリシーを掲示する。

2 事業者は、適切な居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人豊生会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

令和6年3月1日 一部改定